

Republic of Fiii



2. 国名:フィジー共和国(Republic of the Fiji Islands)

① 概要

政治的立場 1970年英国から独立(現在は軍事独裁政権)

首都 スヴァ(Suva)

人口 | 944,720 人(2009 年 7 月推計)

言語 英語(公用語)、フィジー語、ヒンディー語

識字率 | 93.7%

国土面積 18,274 平方キロメートル

排他的経済水域 | 129 万平方キロメートル

天然資源 木材、魚、金、銅、海底油田、発電用水力

GDP(PPP) 35.9 億米ドル(2008 年推計)

主要産業 観光業、砂糖、衣料品

年間輸出額 9億1935万米ドル(2008年フィジー統計局)

主要輸出品 砂糖、衣料品、金、木材、魚、糖蜜、ココナッツオイル

年間輸入額 22 億 5087 万米ドル (2008 年フィジー統計局)

主要輸入品 工業製品、機械、輸送機器、石油製品、食糧、化学製品

公式通貨 フィジー・ドル(自国通貨)(1米ドル=1.6フィジー・ドル:2008年平均)

② 地理的状况

フィジー諸島は、およそ 330 の島々 (人が住んでいるのはそのうち 100)からなっている。陸地面積は、18,274 平方キロメートルである。その位置は、ニュージーランドの北、オーストラリアから見ると北東にあたる。ほとんどの国民が 10,429 平方キロメートルのヴィティレヴ島(Viti Levu)と 5,556 平方キロメートルのヴァヌアレヴ島(Vanua Levu)に住んでおり、経済活動もこれら両島に集中している。

ヴィティレヴ島にある首都スヴァは、フィジーにおける 2 大都市の一つである。もう一つの大都市は、同島にあるラウトカ(Lautoka)である。スヴァは、おそらくは南太平洋地域で最もコスモポリタンな都市である。総人口 944,720 人(2009 年 7 月推計)のうち、スヴァには 300,000 を上回る人が住んでいる。総人口の内訳は、メラネシア系ファジアン 57%、インド系 38%、その他、ロトゥマ人、中国系、

英国系、その他の太平洋諸島系である。公用語は英語とフィジー語とだが、インド系国民が多いためヒンディー語も広く使用されている。

③ 政治状況

フィジーは英国による植民地支配を 100 年近く経験したのち、1970 年に憲法を制定して英国から独立し、議会制民主主義国となった。しかし、今現在は、軍事独裁国家である。

フィジーの民主政治は、1987年に起きた二度にわたる軍事クーデターにより中断された。これは、19世紀にイギリスが契約労働者としてフィジーに移民させたインド人の子孫であるインド系国民が、フィジー系国民よりも人口の上で多くなり、その結果としてインド系政府が成立することを恐れて起きたものだった。二度にわたるクーデターの後、1990年に新憲法が公布された。この憲法と独立時に成立した 1970年憲法との違いの最たるものは、先住民であるフィジー系国民(フィジアン)の利益を守るための特別規定を盛り込んだことにある。特に重要なのは、下院における議席の過半数をフィジアン系国民代表のために確保したことにある。また、1990年憲法では、首相はフィジアン系国民に限るとした。悪くいえばこれは人種差別憲法であり、国際世論から批判された。二度のクーデターと1990年憲法は、フィジー系政府の存続を確実なものとしたが、インド系国民の国外流出を招いた。このインド系国民流出はフィジーに経済的ダメージを与えたが、その一方でフィジー系国民のインド系国民流出はフィジーに経済的ダメージを与えたが、その一方でフィジー系国民のインド系国民に対する数的優位を確立した。

その後に成立した1997年憲法は、1990年憲法よりも公平なものであった。自由で平和的な下院議員総選挙が1999年に執行されて、フィジー系インド系共同政府が成立し、民主政治が再出発した。だが、2000年5月の武装市民によるクーデター発生以後、政治的混乱が続いた。2001年8月に下院議員総選挙が執行され、ライセニア・ガラセ首相率いる選挙による民主的政府が成立した。ガラセ首相は2006年5月に再選されたが、2006年12月の軍事クーデターによって職を追われた。

2006 年の軍事クーデターを主導したジョサイア・ヴォレンゲ・バイニマラマ (Josaia Vorege Bainnimarama) 軍司令官は、2006 年 12 月 5 日、(憲法制定権力またはその体現者として超法規的に)自らを臨時大統領であると発表した。翌 2006 年 12 月 6 日、バイニマラマ (自称) 臨時大統領は、チョナ・バラヴィララ・セニラガカリを臨時政府首相 (暫定首相) に任命した。同日、下院は解散され、開会中であった上院も停止された。しかし、2007 年 1 月 4 日には、バイニマラマは、行政権を、(少なくともクーデター発生前にはその職にあった)ラツ・ジョセファ・イロイロ (Ratu Josefa <u>Iloilo</u>) 大統領に返還した。翌 2007 年 1 月 5 日、イロイロ大統領は、憲法に定められた大統領権限に基づき、バイニマラマを臨時政府首相(暫定首相)に任命した。

だが、2009 年 4 月 9 日、フィジー控訴審裁判所で、バイニマラマを首班とする臨時政府の合法性・合憲性を否定する判決が下された。これをうけて、イロイロ大統領は、翌 2009 年 4 月 10 日に、(憲法制定権力またはその体現者として超法規的に)1997 年憲法破棄を宣言し、自分自身を大統領に任命し、以後は大統領命令によってフィジーを統治するとした。翌 2009 年 4 月 11 日に、それ

まで暫定首相であったバイニマラマを(正式の)首相に任命した。日本はこのバイニマラマ政権を 正統であるとして政府承認しているが、これを認めず政府承認していない国もある。

イロイロ大統領は、引退を表明して 2009 年 7 月 30 日に辞職した。これにより、ラツ・エペリ・<u>ナイラティカウ</u>(Ratu Epeli <u>Nailatikau</u>)副大統領が、大統領に就任した。首相は、引き続きバイニマラマ (2007 年 1 月 5 日就任)である。バイニマラマ首相は、2014 年までには選挙法を大幅に改正した上で総選挙を実施するとしている。自由で公正な総選挙が実施されれば、民政移管が実現するはずだが、現段階では確実なこととはいえない。

なお、2006 年に軍事クーデターが起きて軍事独裁政権が成立し、その後も政治的トラブルが続いているといっても、銃撃戦、粛正、反政府デモ、それに対する鎮圧などが行われているわけではなく、一般の人々の暮らしは至って平穏である。

イロイロ前大統領は、2009 年 4 月 10 日に、(憲法制定権力またはその体現者として)1997 年憲法破棄を宣言したが、同憲法体制下では、大首長会議が任期 5 年の大統領を選出し、大統領は 2 期まで務めることが出来るとされていた。イロイロ前大統領は、当初はこの手続きに従って 2006 年 3 月 8 日に大統領に任命されたのであった。大首長会議は、植民地時代に形成されたもので、世襲的なフィジアン人首長を構成員とする機関である。その主な役割は、正副大統領の指名、一部上院議員の指名であり、憲法改正や先住系フィジー人の権利に関する法律についての拒否権も保持していた。議会は二院制で、上院は定員 32 名 (大首長会議の助言に基づき大統領が任命する議員 14 名、首相の助言により大統領が任命する議員 9 名、反対党指導者の助言によって大統領が指名する議員 8 名、ロトウマ委員会の助言により大統領が任命する議員 1 名)で、下院は任期 5 年定員 71 名 (先住フィジー人に 23 議席保証、インド系国民に 19 議席保証、その他のエスニックグループに 3 議席保証、エスニックグループを問わない議席 25)で構成されていた。最後の下院議員選挙は、2006 年 5 月 6 日~13 日に執行された。司法府は、最高裁判所(判事は大統領によって任命される)、控訴審裁判所、高等裁判所、治安判事裁判所によって構成されていた。現在、司法府の再建が進められている。

④ 経済状況

森林資源・鉱物資源・水産資源に恵まれたフィジーは、自給自足経済が今なお大きな割合を占めてはいるが、太平洋諸島地域の中では最も開発の進んだ国の一つである。

砂糖輸出、海外で働くフィジー人からの送金、成長を続ける観光事業(観光客数年間 4 万から 5 万人)が、外貨獲得の主な担い手である。フィジーで生産された砂糖のヨーロッパ連合(EU)への輸出は優遇されてきたが、ヨーロッパ連合(EU)のフィジー産砂糖への補助金停止が軍事独裁政権への経済制裁として発動されており、これが大きなダメージとなっている。砂糖精製が、フィジー産業の約 3 分の 1 を占めるが、精糖は効率的に行われていない。

フィジーの国内総生産(GDP)は、軍事クーデター・軍事独裁政権成立の 2006 年以来減少を続けている。また、人口に占める貧困率は、1990 年には 25.5%で 2006 年には 34.4%であったが、2008 年には 39%であったと見積もられている。

フィジーの観光産業は、2006 年 12 月の軍事クーデター・軍事独裁政権成立から大きく不振に陥っている。2007 年の観光客は前年比 6%減り、サービス産業に従事する多くの人が職を失った。2006 年の軍事クーデター・軍事独裁政権成立は、その他のビジネス環境にも悪影響を与えた。ヨーロッパ連合(EU)は、フィジーの軍事政権が自由で民主的な選挙を執行するまで、フィジーへの全ての援助を停止することとした。その他の主要援助国も、フィジーへの援助を控えている。また、こうした環境の中、海外投資家も、フィジーへの投資には及び腰となっている。

そのほか、フィジーへの投資が少ないこと、土地所有権が明確でないこと、政府の財政運営が効率的でないことなど、多年にわたる問題が存在する。

クウェートとイラクとで働くフィジー国民からの仕送りが大幅に減った。フィジーの累積政府債務は 2008 年に国内総生産(GDP)の 47.9%に達した。

なお、フィジー政府は、2009年4月15日に、輸出と観光業との活性化を目指してフィジー・ドルの価値を20%切り下げるデノミを実施した。この結果外貨準備高は増加したが、物価上昇率が高くなった。

⑤ 各産業分野の現状

(農業) フィジーは、これから農産物の生産および輸出の増大とその多様化の時期を迎えようとしているが、そこに可能性が見られる。農業生産は、農作物生産と家畜業とに分類される。農業は、主に根菜類、果物、ショウガ、カヴァ、米の生産増加によって、成長が図られている。政府の農業政策は、農業の多様化を目指し、必要に応じて優遇措置を講じることによって、園芸、草花栽培、伝統的な食糧生産、少量高付加価値輸出産品の生産を促進しようとしている。

(漁業) フィジーが持つ広大な排他的経済水域(1300 平方キロメートル)においては、マグロ、深海魚、そしてとくにフエダイが多くとれる。漁業生産は130,356.7 千 FJD(GDP10.4%, 2008)におよび、遠洋漁業(特にマグロ漁)には、かなりの開発見込みがある。さらに、フィジーには、国内市場向けのエビ養殖を始めとする養殖事業が一部で行われている。

(林業) フィジーには850,000 ヘクタールの自然林があるが、林業は5番目の外貨獲得源となっており、3000人に直接雇用をもたらしている。広大な松のプランテーションは、輸出用チップ材と木材生産に活用されている。また、広大なマホガニーのプランテーションが進んでいる。現在、丸太輸出が禁止されているので、国内で伐採された木材のうちのかなりの割合が、家具・ドア・建築資材といった完成品として輸出されている。また、フィジーはココナッツ材で出来た高品質の家具を輸出している。

(衣料品および靴) これらの産業は、フィジー製品のオーストラリア市場における優遇関税制度と輸入割当によって1980年代に急速に成長し、20,000人以上の人に職をもたらし、製品を世界中に輸出することになった。しかし、その後の優遇措置の撤廃と他の国で生産された低価格製品の登場によって急速に衰退し、2000年には1億9000万米ドル程度輸出していたが、2006年には6400万米ドルをやっと超える程度にまで減少している。

(製造業) 衣料品・靴以外にも、フィジーにはある程度発展した製造業があり、加工食品、建設資材、家具、包装資材、石けん、清涼飲料、金属製品、小型ボートなど多種多様な製造をおこなっている。2005年には、これらの加工品の輸出が2700万米ドルであり、フィジーの製造業は他の太平洋島嶼国経済に比べて輸出向けの傾向が強い。

(鉱業) 1934 年以来フィジーで操業を開始したエンペラー・ゴールドマイン社のヴァトゥコウラ (Vatukoula)金鉱山は、2006 年 12 月に閉山した。しかし、いくつか他の金、銀、亜鉛鉱脈が発見されており、これらが将来は採掘可能になるかも知れない。フィジーは、近海における重金属砂採掘の可能性を持っていると考えられている。

(サービス業) フィジーには、太平洋諸島地域の中で、貨物輸送、印刷、教育等多くのサービス産業が発達している。こうしたサービス産業の発達は、フィジーの優れたインフラと運輸環境充実の結果である。いくつもの国際機関が、太平洋諸島地域における本部をフィジーにおいている。

(砂糖) 砂糖は19世紀にフィジーにもたらされ、急速に重要な輸出品として発展した。この産業が、旧来のフィジー地主から土地を借りている約20,290の契約農家の暮らしを支えている。2007年の総砂糖生産は240,000トンで2006年の307,000トンから減少した。輸出は、1980年から1990年にかけてに比べて半分になっている。これは、土地賃貸契約の更新がスムーズにいっていないことと、ヨーロッパ連合(EU)市場における優遇措置が徐々に失われたこととの結果である。

(観光業) 観光業は、フィジーに経済の重要な部分となっている。多様な観光客用ホテルが、主島(ヴィティレヴ島)の北部から西部にかけてと、北方の小さな島々とに建築されている。そのほか、観光業の成長によって潤う各種関連サービス(国内ツアー業者、ハイヤー業者、旅客運送業者、レストランなど)がある。オーストラリアからの観光客が多く、ニュージーランド、日本、米国がそれに続く。

⑥ 輸出入

2008年の輸出総額は、9億1935万米ドル(再輸出を含む。)であり、輸入総額は22億5087万米ドル(鉱物資源、機械類、化学製品、電気製品、自動車など)であった。

主な輸出先はオーストラリア、シンガポール、米国、英国であり、輸入は主にシンガポール、オーストラリア、ニュージーランドからである。

⑦ 労働力・人的資源

初等・中等教育は主に政府によって提供されており、教育課程はニュージーランドのシステムにならったものである。中等教育を終えてから行く学校がたくさんあり、修了証を取得できるビジネススキル習得コースから学位取得コースまで、多用なコースが存在する。

南太平洋大学のメインキャンパスがフィジーにある。また、フィジー農業大学、フィジー国家訓練評議会(Fiji National. Training Council)、フィジー縫製センター、フィジー工科大学が各種の工業技術コースを提供している。専門技術学校は、ホテルサービス、縫製・繊維産業における技術訓練を提供している。

2004年におけるフィジーの労働力年齢人口は、349,800人で、失業率は8.1%であった(2003年の失業率は8.5%)。企業の上級・中間管理職が不足しており、外国人がこの不足を補っている。

フィジーには各種の労働法規があり、関連政府機関から入手可能である。最低労働条件は労働法(Employment Act)92条に定めがあり、賃金委員会法(Wages Councils Act)98条が、産業分野ごとに最低賃金等最低労働条件を定める賃金委員会(Wages Councils)の設置を定めている。

2007年10月から、労働時間は週5日45時間または週6日48時間となった。法定最低賃金は賃金規定令(Wages Regulation Orders)の形で、産業分野ごとに決められている。フィジー国家年金基金(Fiji National Provident Fund)に対して、使用者は被用者の賃金の8%相当分を、被用者も賃金の8%を天引きの形で積み立てることが法的に決まっている。

⑧ インフラストラクチャー

フィジーのインフラは充実しており、ヴィティレヴ島(主島)の主要都市(スヴァ、ナンディ、ラウトカなど)他の都市は、アスファルト舗装道路で結ばれている。主要国際空港のあるナンディから首都スヴァまでは、184 キロメートルの幹線道路で結ばれている。主な輸送手段には、航空輸送・海上輸送ほか、都市周辺における定期運行バス、タクシー、ハイヤーがある。フィジーに乗り入れている国際航空会社には、カンタス航空、ニュージーランド航空、大韓航空、バヌアツ航空、パシフィック航空、バージンブルー、カレドニア国際航空がある。ナンディ国際航空と首都スヴァのナウソリ空港との間には、毎日定期便がある。フィジーの国営航空であるパシフィック航空は、国際航空会社として急速な発展を遂げてきた。航空貨物サービスが、ナンディ空港からの各方面への航路で利用できる。

ヴィティレヴ島(主島)ではスヴァおよびラウトカ(Lautoka)、他の島々ではスヴサヴ(Savusavu)およびレヴカ(Lvuka)とが国際港である。これらの港では、税関・入国手続き・検疫施設の全てがそろっている。外洋船が停泊できるその他の港は、マラウ(Malau)とヴダポイント(Vuda Point)とにある。スヴァ港の施設は特に充実しており、水先案内サービス、安全な停泊港、深い投錨地(4万トンを超す船舶が停泊可能)、荷役会社、一般荷物取り扱いサービス、冷凍冷蔵施設付倉庫、一般倉庫、燻蒸消毒施設、焼却施設、橋ばかり施設がある。ヴィティレヴ島(主島)にあるラウトカは、フィジー第二の国際港であり、輸出用のフィジー産砂糖や木材を多く扱っている。この港は、周辺のホリデーリゾート地へ行くクルーズ船の基地となっている。また、その他の港湾施設としては、民営のガソリン、ガス、砂糖、糖蜜、木片を取り扱い施設が多数ある。また、地元漁師が利用する漁港が一つある。

フィジーの港を月に1回から3回のペースで行き来する海運会社が多数ある。また、ほとんどの太平洋島嶼国、ニュージーランド、オーストラリア、日本、アメリカ西海岸へ直行する国際航路がある。フィジーは太平洋諸島地域における通信ネットワークの中心地であり、太平洋諸島地域におけるビジネスの中心地でもある。テレコム・フィジーは、電話、テレックス、無線電話、ファックス、留守番電話、ポケットベル、インターネット、データサービス、ISDN、ビデオコンファレンスサービスを提供している。

国内には、銀行、投資会社、会計士、弁護士など企業が必要とするサービスを提供する事業が 充実している。小さいながら、スヴァには証券取引所(Suva Stock Exchange)がある。

フィジー政府は、主要な 2 島の各地に、企業が賃借したり工場を建設するための産業地域を多数開発してきた。フィジー貿易投資局(Fiji Trade and Investment Board: FTIB)が管理するコロバ免税地区(Koloba Tax Free Zone)は、その一例である。そのほかにも、都市周辺では、個人所有者から工場用建物を賃借することが出来る。

国内には32の上水道供給組織があり、国民の70%が上水道を利用している。電気は全ての市や町で利用可能で、全国民の70%をカバーしている。全ての主要都市で、240ボルト50ヘルツの電気が利用できる。

⑨ 投資政策・法令

フィジー政府は国内外からの投資を歓迎しており、下記の主要方針を内容とする「国家投資政策(National Investment Policy)」を実施している。

- 投資は、市場意識の高いものでなければならない。
- 投資は、法律上歓迎されなければならない。
- 投資は、全ての経済分野で歓迎されなければならない(ただし、社会政策上の目的から法律が国民のみに許されるとした経済活動を除く。)。
- 投資の促進において、国内からの投資と国外からの投資とを差別してはならない(ただし、社会政策上の目的から、法律が国民にのみ許されるとした経済活動を除く。)。
- 投資関係法令は、特定の社会政策上の目的を達成するために最低限必要なことについてのみ、明確かつ効率的に規定され実施されなければならない。

1998年外国投資法(Foreign Investment Act 1998)は、フィジーへの外国投資参入について規定している。フィジー貿易投資局(Fiji Trade and Investment Bureau: FTIB)は、全ての投資を促進している。同法の目的は、以下の方法で、外国投資を奨励し、鼓舞し、促進することにある。

- 外国投資の登録手続きを、明確で簡潔なものとする(その結果として、同法は外国投資登録申請承認にかかる時間の短縮を目指す。)。
- ◆ 外国投資が認められる経済活動分野を、特定する。

フィジーにおいてビジネスを開始するための手続きは下記のとおり、

- フィジー貿易投資局(Fiji Trade and Investment Bureau: FTIB)に、手数料 14 フィ ジー・ドルをそえて、投資申請書を提出する(申告書審査に 5 日かかる。)。
- 投資承諾書を受け取り、取引承認と、フジー非住民に対する株式の発行譲渡許可と を得るために、中央銀行(Reserve Bank)にこれを申請する。
- 移民局に対して、就業ビザ発行前に必要な前犯罪等確認を申請する。
- 会社登録官事務所(Office of Register of Companies)において、法人登録・会社名登録をし、法令遵守宣誓書を提出する。

● 所得税、源泉徴収、付加価値税のために、納税者登録をして、納税者番号の発行を 受ける。

なお、申請に必要な条件や手続きについての詳細は、フィジー貿易投資局(Fiji Trade and Investment Bureau: FTIB)の投資促進部(Investment Facilitation Unit)から入手可能。

⑩ 土地利用

国土の 87%が先住フィジー人コミュニティーによって共同所有されている。共同所有者達の合意がある場合に限り、こうした土地を賃借することが可能である。こうした共同所有の対象となっていない余剰地の管理は、自然地監理理事会(Native Land Trust Board: NLTB)に託されている。また、政府が監理している土地が 3.91%ある。自由保有の土地は国土の 7.94%あり、その利用については土地所有者との交渉による。土地は、農地、宅地、商業用地、工業用地、特別地に分類される。自由保有地取得費や賃借地賃貸料は、その土地がどの程度開発されているかによる。

① 税制

フィジー政府の主な財源は、個人所得税、法人所得税、土地売却税、付加価値税、出国税、印紙税、賭博売上税、ホテル宿泊税である。フィジー居住者である企業は、国内収入か国外収入かを問わず、全ての課税対象所得について所得税を支払う義務がある。フィジー非居住企業は、フィジー国内で得た収入についてのみ所得税を払う義務がある。

課税年度は原則として1月1日から12月31までの一年間だが、異なる会計年度を採用することも許される。

所得税率は下記のとおり。

居住者個人所得税率(2006年1月現在)

年間課税所得	税率
5,390 米ドル未満	無稅
5,390 ~6,097 米ドル	5,390 米ドルを超える額の 15%
6,098~12,195 米ドル	106 米ドル+6,097 米ドルを超える額の 25%
12,195 超	1,630 米ドル+12,195 米ドルを超える額の 31%

(注1)個人経営事業者および共同経営事業者にも、この税率が適用される。

(注 2)フィジー貿易投資理事会(Fiji Trade and Investment Board: FTIB)が情報源。

資産を売却すると、所得税法(Income Tax Act)に基づき所得税、または土地売却法(Lands Sales Act)に基づき土地売却税の対象となる。所得税の対象とならない場合でも、フィジーの非開墾地売却益は土地売却税の対象となる。

フィジーの付加価値税(VAT)は、商品に対する課税であり、財およびサービスの購入価格に組み込まれる。税率は、一律 12.5%である。年間売上額が 30,000 フィジー・ドル以上の商品販売業

者、年間売上額が15,000フィジー・ドル以上のサービス提供業者は、付加価値税担当政府部門に登録しなければならない。月ごとまたは四半期ごとに、付加価値税についての記録を政府の担当部門に提出し、記録提出の翌月末までにこれを支払わなければならない。

輸入に対しては、関税法(Customs Tariff Act 1986)によって、様々な税率の関税が課される。しかし、投資促進のために、関税が免除される場合もある。ほとんどの商品は、輸入許可を得ることなく輸入することが出来る。しかし、フィジーの国内産業保護のために輸入が規制される製品もある。利益金の本国への送金は、フィジーでの利益発生年から3年間に限り許される。この限度を超えて送金するためには、納税証明書、配当に関する役員会決議書、直近の監査書類を添えて、許可申請をしなければならない。また、送金される金額については、国税庁(Inland Revenue Department)の納税証明が必要である。

② 投資機会

フィジーは、各種天然資源に恵まれており、人的資源もよく開発され、インフラストラクチャーも十分に整備されている。太平洋諸島地域において最も開発の進んだ国の一つであり、さらなる発展の可能性がある。特に、「フィジーウォーター」の成功によりフィジーの南国としてのイメージが国際的に普及してきており、観光業には大きな発展可能性がある。

しかし、フィジーには重大なカントリーリスクがあり、これまで経済発展のブレーキとなってきており、 今後もブレーキとなる可能性は否定できない。

フィジーには、潤沢な投資機会がある。その内、外国投資に対する制限がないのは、託児サービス、製パン業、観光資源サービス、エコツーリズム宿泊サービス、ガソリンおよび関連サービス、遠洋漁業、花卉園芸、ノニ栽培、非木材製品、工芸品、ドライフルーツ、商業用エコ森林等である。

下記の事業分野に対しては、優遇措置がとられる。

(農業輸出サービス事業)

- 農業用資本財の輸入に関しての関税免除+付加価値税免除(購入時には支払うが、あとで返却を受けることが出来る。)
- 優遇措置は、現在10%未満の原材料輸出に対して適用され、ほとんどの場合免税となる。
- ただし、無関税で輸入できる教育、健康、農業のための必需品輸出は含まない。
- 半製品輸出については、10から15%の免税を受けることが出来る。

(管理部門情報輸出事業)

- IT通信関係機器輸入関税免除。
- 調査研究関係費については、100%控除対象。
- ITに対する投資については、投資補助金支給。
- 外貨交換の自由と、利益の外国送金の自由。

(電子機器事業)

● 政府は、この分野における、全ての輸出施行事業を奨励する。

(ITサービス事業)

- IT通信関係機器輸入関税免除。
- 調査研究関係費については、100%控除対象。
- ITに対する投資については、投資補助金支給。
- 外貨交換の自由と、利益の外国送金の自由。

③ ビジネス支援体制

フィジー貿易投資局(Fiji Trade and Investment Bureau: FTIB)

フィジー貿易投資局は、商業ビジネス投資省の下にある、法によって設置された機関で、フィジーにおける全ての投資を促進することが仕事である。フィジー貿易投資局は、輸出促進や事業開始のための優遇措置を提供する。

フィジーで事業を営む企業については、下記のスキームにより援助を受けることが可能である。

- 輸出優遇措置計画(Export Incentive Scheme)
- 輸出クレジット提供(Export Credit Finance Facility)
- 金融援助計画(Finance and Assistance Schemes)
- 輸出促進優遇措置(Export Promotion Incentive)
- ビジネス訓練基金(Business Training Fund)

それぞれの計画には、違った採用基準があるので、詳細についてはフィジー貿易投資局に照会されたい。

国家零細・小規模事業開発センター(National Centre for Small and Micro Enterprises Development: NCSMED)

同センターは、零細小規模事業法 (Small and Mocro-Enterprises Act 2002) によって、零細小規模事業(small and micro-enterprises: SME)を発展させ、促進し、支援するために設立された。同センターの目的はビジネス訓練プログラム開発、小規模零細事業者に適した政策法律環境の擁護、小規模零細事業者に対するクレジットや資金の助成など、多岐にわたる。

同センターは、現在、3 つの小規模金融機関と、4 つの村落銀行と、同センターの生活協同組合 部門が運営しフィジーにおける 13 の主な地域をカバーする生活協同組合プログラムを運営してい る。同センターは下記事業を提供している。

- 訓練およびビジネスに関する助言
- 研究開発
- 小規模金融

国連開発計画太平洋センター(UNDP Pacific Centre)

同センターは、下記の事業関連部門や民間事業開発部門について、政策上の助言や技術的援助を提供する。

- 商業金融機関との協力関係を強化して、金融サービスが提供されていない地域に金融サービスが提供されるように努める。
- ビジネス助言プログラムを発展させる。
- 若い個人事業者を育成する。
- 金融に関する知識と個人事業を営む上で必要な知識とを、学校教育の中に取り入れる。
- 太平洋諸島民間部門組織(Pacific Islands Private Sector Organisation: PIPSO)との協力関係を深め、持続可能な経済綴りのためのビジネスネットワークと政策協議とを促進する。
- 労働力移動計画により、人的資源を開発する。
- 低開発国(LDCs)のための貿易ネットワーク形成を支援する。
- これまで成果を上げていない民間事業者の協力関係形成を促進する。

④ カントリーリスク

フィジーが抱える決定的に重大なカントリーリスクは、フィジーが「分裂社会」であるという事実である。先住フィジアン国民のほかに、19世紀にイギリスが契約労働者としてフィジーに連れてきたインド人の子孫であるインド系国民が多数いるという事実が潜在的リスクとなっており、現にこれまで何度もクーデター等のトラブルが発生してリスクが顕在化してきている。

フィジアン系国民の間には、フィジーはあくまでも自分たちの国であるとの意識が強く、伝統的な大首長会議が大きな権限を持つなど、フィジアン系国民の利益を擁護するような政治システムも存在する。しかし、人種差別に対する国際世論の目は厳しく、インド系国民を何らかの意味で抑圧するような政策をとれば、自国経済にとって利益ある結果とはならない。フィジアン系インド系合同政権の試みもうまくいかず、これがフィジアン系同士のトラブルに発展し、現在の軍事独裁政権成立に至っている。民主政治を善と考え独裁政治を悪と考える国際世論は、フィジーの軍事独裁政権に対して厳しく、現政権に対して経済制裁を加えて民政移管を促そうとしている。また、フィジーは優れた観光資源と観光施設を備えているが、一般観光客はクーデター・軍事独裁政権に対する恐怖感を持っており、観光業のさらなる発展が阻害されている。

現在の軍事独裁政権の将来を予想するのは困難だが、たとえ民政移管が順調に進んだとしても、フィジーが分裂社会であるという潜在的カントリーリスクそのものは残る。しかし、世界を見ると、分裂社会を抱える国は少なくない。そして、これが激しい対立に発展している国がある一方で、それなりの宥和を達成してそれなりに安定した社会を維持している国(例えばスイスやオランダ)があるのも事実である。フィジーは何度もクーデターを経験し、インド系国民の政治進出を抑制するような政策がとられたことがあったが、幸いにも本格的な流血事件を一度も経験していない。したがって、これから比較的安定した分裂社会を形成するチャンスは、まだ十分に残っている。

フィジーが、分裂社会ではあってもそれなりに安定した民主国家となれば、経済制裁は解除され、 投資家にとって魅力的な投資先となり、観光客にとって魅力的な観光地となり、開発された人的資源、豊かな天然資源、充実したインフラストラクチャーを生かして、フィジーは大きく経済発展する 可能性を持っている。 しかし、フィジーが分裂社会であることから、上記とは全く違う結果になる可能性もある。フィジーへの投資に興味のある投資家および既に投資をしている投資家は、今後のフィジー政治の行方 (特に分裂社会の取り扱い)に注目する必要があるだろう。また、軍事独裁政権下のフィジー経済 は経済制裁を受けて不振だが、今のうちに有利な条件で事業進出をして、民政移管後に大きく経済発展するのを待つという選択もあり得るだろう。しかし、思惑どおりの展開になるとは限らず、この 選択は当然にリスクを伴う。

15 金融サービス

外資銀行として、ANZ Bank、Bank of Hawaii、Westpac Banking Corporation があり、その他、National Bank of Fiji、Bank of Baroda、Habib Bank Limited、NBF Asset management Bank の合計 7銀行が営業している。なお、フィジー内外への送金や外貨取引には為替管理許可証が必要となる。

16 情報入手先

Fiji Islands Trade and Investment Bureau (フィジー諸島貿易投資局)

6th Floor, Civic Tower, Victoria Parade,

PO Box 2303, Government Buildings, Suva, FIJI ISLANDS

Phone: (+679) 331 5988; Fax: (+679) 330 1783

Email: info@ftib.org.fj
Website: www.ftib.org.fj

Capital Markets Development Authority(資本市場開発理事会)

PO Box 2441, Government Buildings, Suva, Fiji Islands

Tel: (+679) 3304944; Fax: (679) 3312021

Email: info@cmda.com.fj
Website: www.cmda.com.fj

Fiji Government (フィジー政府)

Website: www.fiji.gov.fj

Immigration Department, Ministry of Home Affairs & Immigration (内務移民省移民部)

Ground Floor, Civic Tower

PO. Box 2224, Government Buildings, Suva, FIJI ISLANDS

Phone: (+679) 331 2622; Fax: (+679) 330 0954

Website: www.immigration.gov.fj

Ministry of Labour, Industrial Relations, Employment and Environment(労働労使関係雇用環境省)

4th Floor, Civic House

PO. Box 2216, Government Buildings, Suva, FIJI ISLANDS

Phone: (+679) 330 3500; Fax: (+679) 330 4701

Website: www.labour.gov.fj

National Center for Small and Micro Enterprise Development: NCSMED (国家零細小規模事業開発センター)

Business Specialist

P.O. Box 2532, Government Buildings, Suva, FIJI ISLANDS

Phone: (+679) 331 2991/2992; Fax: (+679) 330 2356

Email: info@ncsmed.org.fj

Website:

Native Lands Trust Board (自然地監理理事会)

Head Office

431 Victoria Parade

PO. Box 116, Suva, FIJI ISLANDS

Phone: (+679) 331 2733; Fax: (+679) 331 2014

Email: info@nltb.com.fj
Website: www.nltb.com.fj

Fiji Islands Revenue and Customs Authority (フィジー諸島税務局)

Head Office

5th & 6th floor, Dominion House, Scott Street, Suva, FIJI ISLANDS

Phone: (+679) 330 1551; Fax: (+679) 331 5537

Email: info@frca.org.fj
Website: www.frca.org.fj